

令和5年5月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年5月10日 水曜日 午後3時03分から午後4時14分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (25人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	前田 繁昌	7番	小谷 恵
	2番	石原 文義	8番	矢田 考志
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋
	4番	山下 一郎	12番	奥田 国雄
	5番	尾古 礼隆	13番	日野 浩一
	6番	藤本 康央	14番	江原 宏昭
推進委員	1番	中川 勝彦	10番	佐伯 守
	2番	渡邊 博文	11番	谷上 真実
	3番	高口 正秀	12番	青木 美伸
	4番	徳永 裕二	13番	野口 稔
	5番	岸本 耕二	14番	川上 英章
	9番	入江 英之	15番	小原 進

4 欠席委員 (5名) (農委9番 遠藤 幸子、農委11番 岡田 浩司、
推委6番 鳥橋 千廣、推委7番 荒松 将志、推委8番 金本 常由)

5 議事録署名委員の決定 (8番 矢田 考志、10番 高見 利洋)

6 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

- (1) 賃貸借の解約について
- (2) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について
- (3) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	坂田真寛
主任	西川援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局

それでは、只今から5月の定例農業委員会のほうを、始めたいと思います。
議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長

今日はご苦労さんでございます。

この頃、ちょっとテレビを見ると、コロナがいろいろ形を変えてですね、マスクはもういいんじゃないかということで、どんどん報道されておりますが、現実的にはね、やはり、2割ぐらいが外されて、8割程度がやっとるというのが現状で、県外に出るときは、マスクはまだしきましようという部分もございますが、それなりに対応していくという中で、全くゼロになったわけじゃないですし、それなりに気をつけないけん部分もございます。活動の中でも一つ協力しながら、活動していっていただきたいと思います。

本当に今年ですね、あともう5月と6月、7月の10日までが、定例会を閉まつたら終わりという形になりますて、あっという間かなということでございますが、本当に3年間、ずっとマスクがとれて「ああ、ああいう顔しとんなったかいな」ということを感じるわけでして、その場で、マスクの顔ばっかりしか見てなかったもんですんで、非常に顔と名前が一致しないのかなって。普通に出会ったら挨拶があっても「あんた誰かいな」というようなことじゃいけんなと思つりますが、それじゃなくともね、マスクを外して初めての顔みたいに見えるというようなこともあります。

あとですね、今最中でございますので農作業の、畑が荒れているところとか、どうされていくのかっていうのが非常に分かる時期でございますので、点検なり、圃場回りをしてですね、放棄地が出ないようにですね、見てほしいなと思っております。

本当にあとわずかですが、農業委員として、だんだん仕事が増えてまいりまして、前から思つたら、10年前20年前から思つたら、全く性質的にも変わってきたということで、新しい農業委員、推進委員になってですから、非常に、皆さんにはどんどんノルマがかけられたっていうか、仕事が増えたということで、それと、農家の方と接触する機会が多くなってですね、どうやっていくかということについても、非常に農業者が少なくなって担い手がいないという中ですね、借り手、担い手にですね、水田なんかも、山ほど来ておるということなんで、もう飽和状態になつとつてなかなか難しいなというところもございますし、畑のほうもなかなか一手に集まつてくるんで、なかなか難しいなという中での、皆さんの仕事っていうのは本当に、これから相対での仲間に入ってですね、対応していかないけん部分が、最後のもう少し、最後まで協力いただいて、対応していただきますように、いろいろと農地法もどんどん変わってですね、これまで5反条件というものがあってですね、それを持ってないと買えないよというものがあったわけですが、今は誰でも農地を買えますよ、という政策になってきて、その中で農地をきちんと守りながら、違反のないように

ということで、ちょっと西部の会長会がございましたときにですね、□□□のほうでの会長さん言われるのが、「本当に農地を農業として使うのか。上手なもんは分からん形で誰でも買えるんだから」っていうことで、非常に苦しいじゃないかと。都会のほうと、米子の周りとですね、大山町とですね、「環境が違つとるからな」なんて話もしたわけですが、やはりそういうことによってですね、いろいろと不都合な部分が出てくれへんかと。その辺をやはり、農業委員としての対応の仕方が分からんわけですけども、その後の利用の仕方、これについてやはり、真剣に考えていかなきゃいけんのかなあという考え方であります。この大山町まで来るわけじゃないんですけども、そういうことを□□□の辺では心配されると。でも、それをどうして取り締まるかということについては、農業会議のほうからも説明ございましたが、なかなか難しいですから、無法地帯ということになるでしょうと、マナーに任せましょうというような話になっておりましたけども、なかなかその辺が難しい部分が出てくるかなということを思っております。だから、国の政策と現場での対応というものが非常に違ってくる部分もございますので、いろんな形での、最後の後3か月の間ですね、締めを有意義に活動していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

開会での挨拶に代えさせていただきます。

議長

今日の欠席の方が、3名ございます。

それから農業委員の方が2名、それから推進員の方が3名で、5名の方が欠席というわけですが、規定によりまして、この会議が開かれることをここに宣言いたします。

議事録署名人に、8番委員さんと、10番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長

会務報告を、事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

【会務報告】

- | | |
|---------|------------------------------|
| (5月10日) | ・定例農業委員会について。 |
| (5月14日) | ・市町村農業委員会新任職員等基盤研修会について。 |
| (5月17日) | ・名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。 |
| (5月18日) | ・西部地区農業委員会会长協議会定例総会・研修会について。 |
| (5月26日) | ・大山町人・農地担当チーム会議について。 |
| (5月27日) | ・農地・扱い手関係市町村等担当者会議について。 |

議長

今、事務局からご説明がございました。これについて、何か質問があれば。ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めるます。

譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりでございますので、以下、大字・地目・筆数・面積・譲渡事由のみを説明とさせていただきます。

1ページ目からまいります。番号10、○○、田4筆、面積合計959m²。こちらは売買で、売買価格は4筆全体で※円になります。番号11、○○、畠1筆、694m²。売買で、売買価格は全体で※円になります。番号12、同じく○○、畠1筆、694m²。こちらも売買で、売買価格は全体で※円になります。2ページ目、3ページ目にまたがりますが、番号13、○○、○○、○○、○○、○○、○○、田2筆、畠12筆、合計14筆で合計22,671m²。こちらは親子間の贈与となります。3ページ目、最後になります。番号14、○○、田1筆、1,148m²。こちらは贈与になります。

いずれも、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地確認委員さんの推委12番委員さん、10番から12番のご説明をお願いいたします。

推委12番委員 推進委員12番です。今日の現地確認の報告をさせてもらいます。

まず、10番ですけれども、譲受人は以前からこの農地を耕作されているというふうに聞いております。場所は、○○の寺の前のものになります。自家用と思われる各種野菜が栽培されていて、よく管理されていました。農地として問題ありませんでしたので報告します。

続いて、いいですか。

議長 はい、続けて。

推委12番委員 はい。11番と12番は隣接している農地ですので、一緒に報告させてもらいます。場所は○○にあります○○○の前の県道を挟んだ向かい側になります。いずれの農地も、畦畔の草は少し伸びておりましたが、圃場は耕耘されて管理され、問題はありませんでしたので報告いたします。以上です。

議長 農委7番委員さん、13番14番の報告をお願いいたします。

農委7番委員 7番です。現地確認の報告をします。

13番はちょっと長いんですけど、○○1筆、○○1筆、○○が7筆、○○の3筆、○○の1筆、これは全て芝が植わっており、きれいに管理されておりました。○○の2筆はハウスが既に建っており、ハウスをもう1棟建てる予定で、機材が少し置いてありましたが、問題なく管理されておりました。

14番の○○は、田んぼんですけど、梅林になっており、下草もきれいに刈つてあり何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議長 どうもありがとうございました。

10番から続けて14番まで、何かご質問があれば。

ないようですので、一括で賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございました。全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

番号7番、申請内容については4ページに記載のとおりです。耕作面積の拡大への対応を図ることを目的として、出荷調整施設を設置されるものです。

場所につきましては5ページになります。令和3年10月議案で審議していただきました農業用機械格納庫兼事務所の北側正面になります。

6ページと7ページに造成計画図、配置図のほうをつけています。

8ページには建物内のレイアウトを、9ページは立面図をつけています。

農地の区分としては第1種農地になります。代替地も検討されましたが、農業用機械格納庫兼事務所の正面で、作業効率の良い現在の申請地になりました。

そして農業振興地域内農用地ですが、農業施設用地への用途区分変更手続きのほうがなされております。

次に、スペースについての検討ですけれども、8ページ記載の建物に加え駐車場の記載があり、駐車場は6台を想定されています。内訳としては、現在、申請者の自宅敷地内に駐車している従業員2台と両親の車2台、それから規模拡大により増える従業員2台を見込んでおられます。

雨水排水対策ですけれども、10ページをご覧ください。建物の屋根の排水は、雨水樹を通じて既設のコンクリート排水管へ接続されます。また、建物周辺の舗装部分の雨水は、敷地と農道の間を走る農業用水路へ放流されますが、○○井出組合の同意を得ておられます。

土地改良区や隣接地権者の同意もあり、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題ないと判断しております。

また、資金計画として、融資証明書、残高証明書、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金の交付決定通知書が提出されています。

これらから農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 説明ございました。

現地確認の委員さん、推委3番委員さん、よろしくお願ひいたします。

推委3番委員 はい、報告いたします。

9号線からよく見える場所で、ご存じの方も多いかと思います。

まず、計画されているところは今現在は、農地として利用されていることを

確認しておりますし、それから雨水のほうですけども、コンクリート舗装になるんで、かなり大雨のときには水があるかと思いますが、この図面の東側のほう、右側のほうに既設の水路がございまして、その水路から農道を渡って、下のほうに出ていくと、水路も確認しましたし、水利組合の同意も先ほどありましたように、とってあるということで水のほうも問題ないかなというふうに思いました。以上、報告でございます。

議長 どうもありがとうございました。

何かご質問があれば。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員 4番です。

先ほど、事務局の説明で、1番最後のほうで、農地法第5条の規定には入らないとか何とか云々っていう説明でしたけども、今回は4条申請ですので、こちらも4条申請ですか。

事務局 失礼しました。

訂正をいたします。今回、農地法4条での申請になりますので、農地法4条になります。

農委4番委員 了解です。

議長 どうもありがとうございました。

ほかに、何かご質問がある方。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので議決を求めます。(詳細; 詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 今、事務局からご説明がございました。

何か質問があれば。

農委7番委員 はい。

議長 はい、農委7番委員さん。

農委7番委員 7番です。410番と411番、再設定って言われましたけど、新規って書いてあるけど。

事務局 はい、ありがとうございます。失礼いたしました。

私の原稿の書き間違えでございます。こちらは新規でございます。410番、

411番は使用貸借権設定の新規でございます。訂正させていただきます。ありがとうございます。

議長

他に何か質問があれば。いいでしようかいな。

それでは番号のですね、390番を除いて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

農委6番委員さん、(議事参与の制限のため)ちょっと会議室から出てやってください。

(農委6番委員、退室)

これについて何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

議長

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局のご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細: 詳細は議案に明記)

それ以外の詳細については、議案のほうに記載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局からご説明ございました。

これについて、何か質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

28ページから解約についてですね、28ページ、29ページ、30ページ、31ページについては、閲覧して確認をしてやってください。

その他に、何かご質問があれば。

ないようですので、次期の定例会、定例農業委員会についての日程を、6月の9日、金曜日、午後3時から中山改善センター、ここで行いますが、どうでしょうか。

異議なしということで、6月9日、金曜日、3時から中山改善センターで行いますので、必ず出席をお願いいたします。

現地確認当番は、推委4番委員さん、推委7番委員さん、農委6番委員さん、

よろしくお願ひいたします。

【その他】

「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について。

議長

他に何かございましたら。

ないようですので、以上をもちまして5月の農業委員会定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

矢田 考志

議事録署名委員

高見 利洋

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。